

入札説明書

大阪市公告第 59 号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 10 月 23 日（木）

2 担当

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシナス 13 階

大阪市環境局総務部総務課 電話 06-6630-3122

3 入札に付する事項

（1） 売払物品及び予定数量

案件名称	売払物品	予定数量
令和 7 年度 大阪市環境局における廃棄文書等 売払い（単価契約）（その 1）	廃棄文書等	約 4,395kg
令和 7 年度 大阪市環境局における廃棄文書等 売払い（単価契約）（その 2）	廃棄文書等	約 4,985kg

※廃棄文書等には、ステープラー針、クリップ、パイプファイル等ファイル類、綴紐等、雑誌類、段ボール及びシュレッダー紙を含む。

※数量は予定数量であり、当局の都合により増減する。

（2） 売払物品の特質等

売払仕様書のとおり

（3） 引渡期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）

（4） 引渡方法

売払仕様書のとおり

（5） 引渡内容等についての説明

入札参加を認められたものは下記説明場所において引渡内容等について説明を受けること。

（説明場所）

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシナス 13 階

環境局総務部総務課（総務グループ） 電話 06-6630-3116

4 入札参加申出

（1） 入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、本市入札参加資格の審査を受けなければならない

ア 一般競争入札参加申出書（誓約書兼）

イ 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認証の写し

ウ 大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し（事業内容に「古紙の再生」が含まれていること）

エ 処理施設の図面の写し（所在地・寸法・作業場所の明記があるもの）

オ 使用する計量器について、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条に基づく検査に合格していることが証明できる書類の写し

カ 処理施設の搬入口（複数ある場合は主に使用するもの）の位置を記した地図

（2）受付時間

公示の日から令和 7 年 11 月 11 日（火）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

（3）受付場所

2 に同じ

（4）申出書類は入札参加申出期限までに受付場所に持参し提出しなければならない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（5）申出書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

（6）提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

5 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

（2）入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに対し、売払入札参加の申請を行い、令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること

（3）大阪府の廃棄物再生事業者登録（事業内容に「古紙の再生」が含まれていること。）を行っていること

（4）入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

（5）入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

（6）次の要件を充たす引渡場所があること

ア 本市が指定する区域（詳細は売払仕様書による。）に位置すること

イ 梱包施設または十分な保管場所を有すること

ウ トラックスケール（計量法第 19 条に基づく検査に合格しているもの）を有すること

エ 引渡場所において、計量、荷降ろしが可能であること

オ 本市車両〔小型プレスダンプ車（2 t 車）、小型四輪車（2 t 車）、軽四輪車及び中型パッカー車（4 t 車）〕での搬入が可能であること

6 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加申出の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年11月14日(金)に通知する。
- (2) 入札参加資格を認めなかった申出者には、理由を付して通知する。

7 物品買受申込書の交付

- (1) 入札参加資格を認めた申出者には6(1)の通知に際し、物品買受申込書を交付する。
- (2) 物品買受申込書交付後開札時までの間において、「5 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者、満たさないことが判明した者は入札に参加することができない。

8 契約条項を示す場所

2に同じ

9 入札執行場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

10 入札執行日時

- (1) 入札書受付期間
令和7年11月20日(木) 午前10時30分から午前11時まで
- (2) 開札予定日時
令和7年11月20日(木) 午前11時

11 入札方法

- (1) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行われなければならない。
- (2) 物品買受申込書に記載する金額は、売払物品1kgあたりの単価(取引に係る消費税及び地方消費税分を含む。)を記載すること。金額に円未満の端数があるときは、小数第2位まで記載すること。(小数点第3位以下を切り捨てた額)
- (3) 入札者は、提出済みの物品買受申込書の書換え、引換え又は、撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

12 保証金

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分(以下「指定期限」という。)までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

13 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とする。

- (1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号の規定に該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札
- (3) 再度入札(2回目以降の入札)の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入

札

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

(5) 物品買受申込書に主管局立会者の確認印のない入札

※入札参加を認められた者は、入札に付する事項の欄記載のとおり、必ず引渡内容等について説明を受けること。説明について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

(6) 金額の記載のない入札（入札書に 0 円 0 銭と記載した場合は、金額の記載のない入札書とみなす。）

(7) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

14 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

15 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報の照会窓口 上記 2 に同じ

(3) 本契約は単価契約とする。

(4) 上記によるもののほか、この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

(5) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(7) 指定期限までに上記 12 の契約保証金を納付しなかった場合（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）は、大阪市契約規則第 32 条第 3 項に規定する契約締結の手続を怠ったものとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合も落札の決定を無効とする。

(8) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 売払物品に関する照会先

大阪市環境局総務部総務課総務グループ

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階

電話 06-6630-3116